

令和8年2月5日
環境政策部
気候危機対策課

令和8年度エコ住宅補助金について

1 主旨

住宅の脱炭素化に向けて、環境性能の向上と区内施工者の技術向上及び振興を目的として実施しているエコ住宅補助金について、令和8年度実施（案）を報告する。

2 令和8年度エコ住宅補助金制度の考え方

本制度の目的（住宅の環境性能の向上及び区内施工者の振興等）に照らして、区施策としての効果の最大化を図るとともに、区民目線で使いやすい制度とする。

住宅の環境性能向上に対しては、充実してきた国や東京都の施策効果を高めるとともに、面的及び一律的な国や東京都の施策に対し、基礎自治体としての役割をふまえた制度設計を図る。

区内施工者の振興等に対しては、区内事業者の技術力向上や区民とのマッチングなどの取組みと連携し、区内事業者が施工しやすい又はしてもらいたい工事に絞っていくなどの見直しを行う。

3 令和8年度予算要求額

69,010千円（前年度比+8, 450千円）

※令和7年度予算額 60,560千円

4 令和8年度エコ住宅補助金実施内容（案）

（1）補助対象工事の「重点化」と単価の一部見直し

区民ニーズが高く、区内施工者が得意とする対象工事に絞り込みを行うとともに、区民ニーズに応えるため一部メニューの単価を見直す。

【変更点】

- 「断熱材の設置（外気等）」「太陽光パネル」「太陽熱利用機器」「外壁塗装」などは、施工業者の偏りや実績を鑑み、廃止する。
- 屋根の高反射改修について、実績をふまえ、単価10万円を7万円に見直す。

＜令和8年度補助対象メニュー（案）＞

メニュー	補助金額	上限金額	対象住宅	対象事業者
窓の断熱改修	1万5千円/1窓(1連の窓)	合計 20万円	既存住宅	区内事業者
高断熱ドアの設置	1万5千円/1ドア			
高断熱浴槽	7万円/台			
屋根の高反射改修	7万円/1棟			

(2) 新機能枠の創設

本区の住宅特性や独自課題に対応した太陽光発電設備等に対して、機能性の認定等を行ったうえで補助枠を設定する。

(3) 事前登録制の導入

現在、工事完了後の補助金申請となっているため、申請者が工事の検討や契約段階で補助金の活用を見込みづらく、議会等からもご指摘を受けている。このことは、補助金の本来の効果である行動誘発効果を打ち消してしまうことから、取り組みを検討している区民に対して補助金活用の予見性を提供するための仕組みとして、「事前登録制」を導入する。

(4) 「2期制」による受付期間の拡大

施策効果を高めるためには、施策対象である区民の様々な事情やニーズに対応する必要があるが、現状では、予算が年度途中で上限に達してしまうため、一定の時期にしか補助金が活用できない状態となっている。これを解消し、限られた財源の中でニーズに応えていくため、受付期間を前期と後期の2期に分けて実施する。

(5) 手続きの電子申請化

利便性向上と迅速な申請処理のため、電子申請システムを導入し、手続きを原則オンラインとし、スマートフォンやPCから申請可能とする。

5. 今後のスケジュール

令和8年3月中旬：新制度の詳細周知・PR開始（予定）

4月15日：前期事前登録・申請受付スタート